

適性診断の認定に関するプロセス

適性診断実施者（認定機関）となるようとする事業者等向け

1. 資格の取得

- (一社)日本産業カウンセラー協会が認定する産業カウンセラー
- 日本交通心理学会が認定する交通心理士

- 日本交通心理学会が認定する主任交通心理士
- (公財)日本臨床心理士認定協会が認定する臨床心理士

2. 研修の修了

NASVA 等(適性診断実施者(認定機関))が実施する『**第一種カウンセラー要件研修**』の修了

3. カウンセラーの選任

第一種カウンセラーの選任

- 第一種カウンセラーに選任
 - 初任診断
 - 適齢診断
 - 特定診断 I
- が実施可能

- 第二種カウンセラーに選任
 - 初任診断
 - 適齢診断
 - 特定診断 I・II
- が実施可能

4. 認定の申請

旅客・貨物の別、実施する診断の種別

【旅客】
旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第41条の2で定める書類の準備

【貨物】
貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第12条の2で定める書類の準備

5. 申請の審査

認定申請書類等の国土交通省による審査(標準的な処理期間:3ヶ月以内)

6. 認定

適性診断実施者(認定機関)として国土交通大臣の認定。⇒ 適性診断の実施

(参考) 第一種カウンセラーが、第二種カウンセラーの資格を取得する場合

第一種カウンセラー

- 特定診断 I の指導及び助言について**30事例以上の経験**

第二種カウンセラー
(特定診断 II の実施)